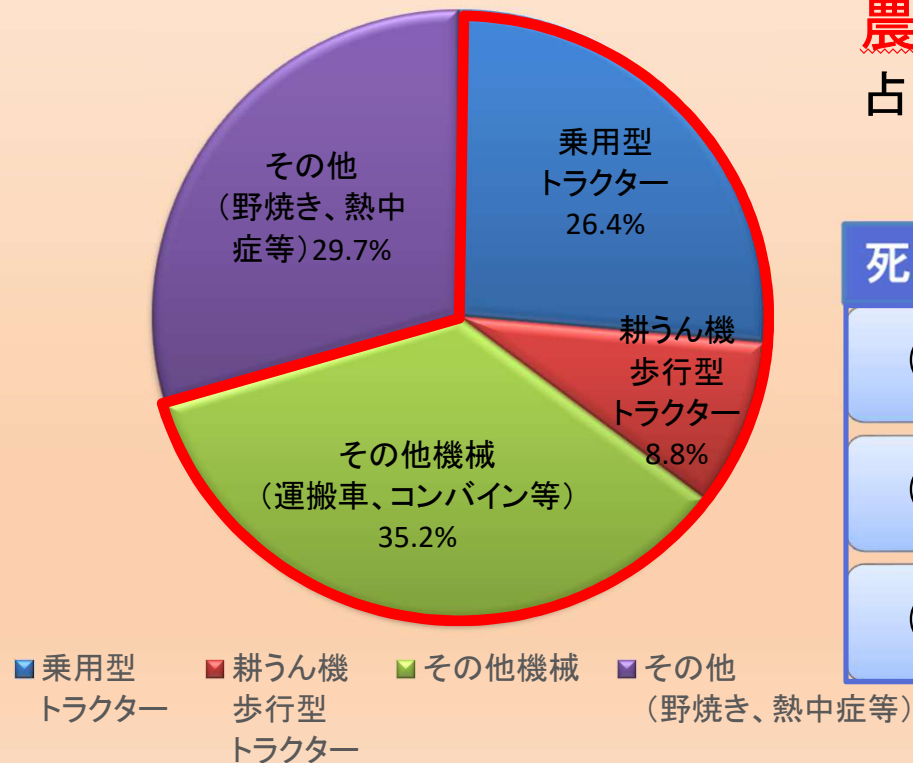


秋の農作業安全月間

〔9月15日(月)～11月15日(土)〕

H27～R6年県内の死亡事故状況 (過去10年間)



岩手県における農作業死亡事故は、農業機械によるものが70%を占めています。

死亡事故の発生場所は..

- ① ほ 場 : 51.6%
- ② 道 路 : 19.8%
- ③ その他 : 28.6%

近年の「秋の農作業安全月間」中の 事故発生状況

	市町村	事 故 発 生 状 況
R5年	奥州市	水田へ自走式脱穀機を移動するため、保管小屋の下屋から自宅敷地内の 通路を後退中に脱穀機のクローラの下敷きとなり 、胸部が圧迫されたもの
R4年	洋野町	刈り取った稲をトラクターに積んで田んぼから1.5m上の あぜ道に上がろうとした際に、バランスを崩し、横転した トラクターの下敷きになったとみられる。
	奥州市	コンバインで稲刈り作業中、 下の水田にバックで移動中、市道の法面から2m下の水田に転落した とみられる。
	葛巻町	トラクターで牧草地の整備を行っている際に、 トラクターが石に乗り上げ横転した ことにより頭部を負傷したとみられる。
R3年	一関市	コンバインを操作中、作業用通路からほ場に進入するため通路内を旋回していたところ、 車両左後部から2～3m下の用水路にコンバインごと転落した 。
R元年	八幡平市	家族とともに午前9時頃からほ場で自家用米を収穫作業中、用水路に沿ってカーブしたほ場を刈り残しの無いよう コンバインをバックしながら作業を進めていたところ 、畦道(段差約30cm)に乗り上げてバランスを崩し、 約3m下の用水路に転落 。ほ場の形が複雑で見通しが悪く、畦道に乗り上げたものとみられる。
	葛巻町	敷地内の畑で、一人でダイコンを拾い集める作業中に転倒し、自走する 農業用運搬車にひかれた とみられる。
H30年	一関市	普段から自宅敷地内の場所に籾殻を運搬しており、事故当日も荷下ろし後、バックしているときに転倒し、 動力運搬車の下敷きになった とみられる。

トラクターの公道走行の条件について

〔直装式作業機〕

保安基準(以下の条件を満たさない場合個別の許可が必要)		以下の条件を満たせば、個別の認可不要
灯火装置	灯火装置の取り付け位置:最外側から40cm以内	最外側付近に反射器を装着すること
幅	2.5mを超えないこと	最外側付近に外側表示板及び灯火を装着すること等
安定性	最大安定傾斜角度が30度又は35度を下回らないこと	運行速度を時速15km以下とすること

※運転免許:幅が1.7mを超える場合等は、大型特殊自動車免許(農耕限定も可)が必要。

〔けん引式作業機〕

保安基準(以下の条件を満たさない場合個別の許可が必要)		以下の条件を満たせば、個別の認可不要
幅	2.5mを超えないこと	車体後面等に幅を表示すること、通行許可証を取得すること等
安定性	最大安定傾斜角度が30度又は35度を下回らないこと	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
制動装置	基準を満たした制動装置を備えること	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
灯火器等	トレーラの灯火器装備の基準を満たすこと	関係法令を遵守すること等

※運転免許:積載量が750kgを超える場合等は、けん引免許(農耕限定も可)が必要。

出典:農林水産省ホームページより抜粋 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html#1guide